東松山市税条例の改正概要

【平成27年7月】

地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)等が制定され、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、東松山市税条例が改正されました。

1 法人市民税均等割における資本金等の額に係る改正

現在の課税標準である資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、後者の額を課税標準とすることを規定しました。

【施行日:平成27年4月1日】

2 ふるさと納税の申告特例

確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、ふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例を規定しました。

【施行日:平成27年4月1日】

3 軽自動車税の税率の特例

一定の環境性能を有し、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽4輪等について、平成28年度の税率に限り、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を規定しました。

【施行日:平成27年4月1日】

4 軽自動車税における税率改正の適用開始時期の延長

平成27年度分以後の年度分について適用することとされている2輪車等の税率の適用開始を1年間延長し、平成28年度分から適用することを規定しました。

【施行日:平成27年3月31日】

5 固定資産税の課税標準の特例措置等

- (1) 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置
 - ア 都市再生緊急整備地域において、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得する公共施設等について、課税標準を5分の3に減額する特例措置について規定しました。
 - イ 特定都市再生緊急整備地域において、平成27年4月1日から平成29年3月31 日までの間に取得する公共施設等について、課税標準を2分の1に減額する特例措置

【施行日:平成27年6月25日】

(2) 管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に管理協定が締結された津 波避難施設について、課税標準を2分の1に減額する特例措置について規定しました。

【施行日:平成27年6月25日】

(3) 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新築されたサービス付き 高齢者向け賃貸住宅について、税額の3分の2に相当する額を減額する特例措置につい て規定しました。

【施行日:平成27年6月25日】

6 たばこ税の特例税率の廃止

旧3級品の製造たばこにおいて、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、 4段階で税率を引き上げるため、特例税率の規定を廃止しました。

【施行日:平成28年4月1日】